

○厚生労働省告示第三百八十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表六十一の項中「1 内視鏡用送気送水装置」を「1 内視鏡用送気ポンプ」に、「及び送水

」を「又は送液」に改め、「観察」の下に「又は処置」を加え、同表七十八の項中「4 腸管用チュ

ーブ」を「4 腸管用チューブ」に改め、同表九十七の項中「5 血液回路用モニタリングセット

5 直腸用カテーテル」

」を「5 血液濾過用血液回路」に、「血液透析」を「血液透析等」に改め、同表三百八

6 血液回路用モニタリングセット」

十九の項中「3 針なし造影剤用輸液セット」を「3 針なし造影剤輸液セット用延長チューブ」に

4 針なし造影剤用輸液セット

、「動脈」を「血管」に改め、同表五百九十九の項中「16 脳波モジュール」を「16 脳波モジュ

ル
メータ」

に改め、同表に次のように加える。

七百六十九	1 バリウム注腸用造影剤注入 ・排泄キット	T〇六〇一― 一	下部消化管検査において造影剤又は空気を注入又は排出するために用いること。
七百七十	1 単回使用手動式ランセット	T〇九九三― 一	血液採取又は囊若しくは瘻からの排膿を行う際、穿刺するために用いること。
七百七十一	1 酸素供給二酸化炭素収集経 鼻カテーテル	T〇九九三― 一	両外鼻孔経由で酸素を供給するとともに呼吸から二酸化炭素を収集するために用いること。二酸化炭素の収集のみに用いる場合もある。
七百七十二	1 医薬品・ワクチン用注入器	T〇六〇一― 一	専用医薬品カートリッジ及び医薬品・ワクチン注入用針を取り付けて使用し、皮下又は筋肉内へ医薬品を注

七百七		
1 輪状甲状膜切開キット		
一又は複数の	<p>一又は複数の 日本工業規格 （この項の中 欄に掲げる医 療機器を構成 する医療機器 （この表の中 欄に掲げる医 療機器に限る 。）に関して 定められた日 本工業規格を いう。以下同 じ。）</p>	
輪状甲状膜の切開又は気道確保に用		<p>入すること。 上気道の切開又は気道確保に用いる こと。</p>

十四	七百七	1	血管造影キット	日本工業規格 一又は複数の	血管造影に用いること。
十五	七百七	1	腹腔胸腔用カテーテルイン トロデューサキット	日本工業規格 一又は複数の	腹腔又は胸腔にカテーテルを挿入又は留置するために用いること。
十六	七百七	1	動脈採血キット	日本工業規格 一又は複数の	動脈からの採血に用いること。
十七	七百七	1	点滴開始キット	日本工業規格 一又は複数の	医薬品を静脈内に投与するために用いること。
十八	七百七	1	透析開始・終了セット	日本工業規格 一又は複数の	透析の開始時又は終了時の処置に用いること。
十九	七百八	1	分娩時処置用具セット	日本工業規格 一又は複数の	分娩時の産婦及び新生児の処置に用いること。
十	七百八	1	分娩時処置用具セット	日本工業規格 一又は複数の	分娩時の産婦及び新生児の処置に用いること。